

ちょっと
待った!!

注文確定

の前に、もう一度

契約内容をよく確認しましょう!

佐賀県

—「初回限定価格」「いつでも解約できます」など、お得感を強調した広告には注意しましょう—

県消費生活センターには、インターネット通販やテレビショッピングでの定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられています。インターネット通販をはじめ通信販売は、クーリング・オフ制度がありません。注文する前に、定期購入が条件となっていないか、解約・返品できるかなどの条件をよく確認しましょう。

【相談事例】

◆ SNSの広告を見て、「初回500円」のダイエットサプリを申し込んだ。1回限りの購入と思っていたが、2回目の商品が届き、5,000円を請求されている。すぐに解約の連絡をしたが、解約するためには次回発送日の10日前までに申し出が必要と言われた。2回目を支払わなければいけないのか。

注文確定を押す前に…

「最終確認画面」をよく確認しましょう



※インターネット通販などの「通信販売」は、申し込み内容の確認画面の表示が不十分で、消費者が誤認して購入した場合、契約を取り消せる可能性があります。

「最終確認画面」のチェックポイント

□ 定期購入が条件になっていませんか?

「初回限定価格」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。また、「〇回の受取が条件」など継続期間や購入回数が決められていることがあるため、注意しましょう。

□ 支払い総額はいくらになりますか?

各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なるケースがあります。

□ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)などを確認しましたか?

解約の申出の期限、解約時に違約金などの支払いが必要かどうかなどの条件を確認しましょう。また、解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定しておきましょう。

□ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?

契約を取り消す際の証拠になります。

『おかしいな』『困ったな』と思ったらひとりで悩まずまずは **相談を!**

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

✉: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

相談**無料**です!

【受付時間】9:00~17:00

※16:30までにお電話ください

※土日祝日(年末年始を除く)も受付

消費者ホットライン

または 局番なし **188**

お近くの相談窓口につながります

知っておこう！クーリング・オフ制度

電子メールなどによる通知でもクーリング・オフが可能になりました 

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引形態で契約をした場合に、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。これまで、はがき(特定記録郵便)や内容証明郵便などの証拠の残る書面で事業者へ通知を行うこととなっていたのですが、**2022年6月1日に改正特定商取引法が施行され、書面だけでなく電子メールやファックスなどの電磁的記録でも通知を行うことが可能**になりました。

《クーリング・オフ可能な取引と期間》

取引内容	主な商品・サービス(取引例)	期間
訪問販売	新聞、リフォーム工事、布団、学習教材 など	8日間
電話勧誘販売	健康食品、化粧品、カニ など	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療 など	
訪問購入(買取)	貴金属、着物 など	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	健康食品、化粧品、浄水器 など	
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法 など	

※通信販売はクーリング・オフ対象外ですが、返品特約の表示がない場合、商品到着後8日間以内であれば、送料は消費者負担で返品が可能です。

《クーリング・オフの方法》

- はがき(特定記録郵便)や内容証明郵便、簡易書留など証拠の残る書面、または、電子メールやファックスなどの電磁的記録で通知を行います。
- 「契約を解除する」旨を明記し、即払金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
- クレジット契約をした場合は、信販会社にも「契約を解除する」旨を通知します。
- はがきの場合は、表裏のコピーを取り、保管、電子メールの場合は、送信メールを保存します。



記載例



NO!



郵便局へ
持参して
ください

□□□□□□□□

特定記録郵便

(会社名)

府都
県道

郡市
区

町区
区

御中

契約解除通知書

- ① 申込日・契約日 年 月 日
- ② 商品・役務名
- ③ 金 額 _____ 円
- ④ 販売店名
- ⑤ 販売員氏名

上記日付の申込を撤回(契約を解除)します。

※つきましては、即払い金 _____ 円
を返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日
(契約者) 住所
氏名

※書き方は、お近くの消費生活センターにお問い合わせください。専門の相談員が対応します。